

部長及び参事官

殿

所 属 長

県 民 発 第 6 6 号

(警務、生企、刑企、交企、備一)

平成28年 3 月14日

30年保存 (口訓)

本 部 長

【沿革】平成29年 8 月21日県民発第205号改正

令和 5 年 7 月 7 日県民発第201号改正

令和 6 年 3 月26日県民発第57号改正

高知県警察指定被害者支援要員制度実施要領の制定について

(通達甲)

県警察における指定被害者支援要員制度については、「高知県警察指定被害者支援要員制度実施要領の制定について (例規)」(平成25年 3 月29日企画発第124号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程 (平成27年 6 月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察指定被害者支援要員制度実施要領」を定め、平成28年 4 月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察指定被害者支援要員制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、被害者等（事件・事故により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）が被害直後から直面する様々な問題について、被害者等の精神的及び経済的な負担の早期軽減を図ることの重要性に鑑み、適切な支援活動を実施することができる体制を確保するため、指定被害者支援要員制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 支援の対象

支援の対象は、別表第1の被害者支援対象事件に定める事件（以下「対象事件」という。）の被害者等とする。

第3 体制及び任務

1 被害者支援総括責任者

- (1) 署及び高速隊に被害者支援総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、署にあつては署長を、高速隊にあつては隊長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、自所属における被害者支援に係る実施状況の把握及び総合的な指導監督を行うものとする。

2 被害者支援実施責任者

- (1) 署及び高速隊に被害者支援実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、署にあつては警務課長を、高速隊にあつては副隊長をもって充てる。ただし、副署長又は次長が警務課長の事務取扱を兼ねる署にあつては、副署長又は次長を実施責任者に充てる。
- (2) 実施責任者は、総括責任者の指揮の下、次の事項を行うことを任務とする。
 - ア 被害者等の支援の企画・調整に関すること。
 - イ 被害者等の支援の指導・教養に関すること。
 - ウ 被害者支援要員の指揮・監督に関すること。
 - エ 被害者等の支援に係る関係機関・団体等との連携に関すること。
 - オ その他被害者等の支援に関すること。

3 被害者支援要員

- (1) 総括責任者は、被害者等の支援を推進するに当たり、所属職員の中から適任であると認められる者を被害者支援要員（以下「支援要員」という。）に指定するものとする。
- (2) 支援要員として指定する人員は、原則として、署にあつては事件担当課ごとに1人以上、高速隊にあつては各小隊ごとに1人以上を指定すること。

- (3) 総括責任者は、(2)により指定する支援要員のほかに、女性警察官及び女性一般職員の中から1人以上を支援要員に指定すること。
- (4) 総括責任者は、(2)及び(3)により指定した支援要員を運用することが困難な場合は、所属の実情に応じて弾力的に対応すること。
- (5) 支援要員は、自所属において対象事件が発生したときは、実施責任者の指揮の下、別表第2の被害者支援任務に定める任務を行うこと。

第4 支援要員の活動期間

- 1 支援要員が支援活動を行う期間は、対象事件を認知したときからおおむね3週間とする。ただし、総括責任者が必要があると認めるときは、弾力的に運用することができるものとする。
- 2 被害者等が支援を拒否するなどした場合は、当該支援を打ち切るものとする。ただし、総括責任者が再び被害者等を支援する必要があると認めるときは、被害者等の意思を再確認し、支援を再開するものとする。

第5 支援要員の解除等

総括責任者は、支援要員に健康上の問題その他特別な事情により任務の遂行に支障があると認めるときは、その指定を解除するものとする。この場合において、総括責任者は、新たに支援要員を指定するものとする。

第6 教示等の徹底

対象事件の被害者等に対しては、事案の内容に応じた「被害者の手引」を確実に交付するとともに、犯罪被害給付制度に該当する場合又は犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の対象事件に該当する場合は、当該制度について確実に教示すること。

第7 報告

- 1 総括責任者は、支援要員を指定したときは、別記第1号様式の被害者支援要員名簿により県民支援相談課長を経由して、本部長に報告するものとする。
- 2 総括責任者は、対象事件に関して支援要員等を運用したとき又は第8に定める他所属の支援要員等の運用をしたときは、別記第2号様式の被害者支援要員運用状況報告書により県民支援相談課長を経由して、本部長に報告するものとする。

第8 他所属の支援要員の運用

- 1 支援要員の派遣要請
 - (1) 総括責任者は、死傷者が多数に及ぶ対象事件が発生したとき又は自所属の支援要員だけでは被害者等の支援が困難であるときは、県民支援相談課長を経由して本部長に他所属の支援要員の派遣を要請することができる。
 - (2) 派遣要請は電話等により行うものとし、連絡を受けた県民支援相談課長

は、別記第3号様式の被害者支援要員派遣要請受理簿を作成するものとする。

2 派遣

- (1) 本部長は、対象事件の態様、性質から他所属の支援要員の派遣が必要であると認めたときは、適任者を選定し、当該支援要員の所属長に派遣を命ずるものとする。ただし、既に指定している支援要員の派遣が困難な場合は、本部長は、署、高速隊その他の所属長に新たな支援要員を選定させ、当該支援要員の所属長に派遣を命ずるものとする。
- (2) 派遣された支援要員は、派遣先の総括責任者の指揮を受け、任務に従事するものとする。

第9 支援要員運用上の留意事項

- 1 総括責任者及び実施責任者（以下「総括責任者等」という。）は、各部門間の連絡調整を密にし、支援要員の任務が円滑に遂行されるよう指導、監督を行うとともに、支援要員のメンタルヘルスを含めた健康管理に十分配慮すること。
- 2 総括責任者等は、支援要員に対し県民支援相談課被害者支援室と連携の上、必要な教養を行うこと。

第10 支援上の留意事項

- 1 支援要員は、被害者等に関する捜査活動は行わないものとする。ただし、総括責任者が捜査体制上支援要員による捜査活動が必要であると認めるときは、この限りでない。この場合において、支援要員は、被害者支援の趣旨に添った活動となるよう特段の配慮をすること。
- 2 支援要員の任務を行う者は、「被害者連絡実施要領の制定について（通達甲）」（令和5年5月29日刑企発第224号）に定める連絡担当者との連携に努めること。
- 3 支援要員には、被害者等が希望する性別の者を指名するよう努めること。
- 4 被害者の加療・入院期間等の被害状況に留意し、犯罪被害給付制度に該当する事件の早期把握に努めること。

別表第 1（第 2－第 4、第 6－第 8 関係）

被害者支援対象事件

故意の犯罪行為により被害者が死亡した事件	殺人、傷害致死、強盗致死、不同意性交等致死等
性 犯 罪 事 件	不同意性交等、監護者性交等及び強盗・不同意性交等（致傷及び未遂を含む。）
	不同意わいせつ及び監護者わいせつ（致傷及び未遂を含む。）
その他の身体犯の事件	○ 殺人未遂 ○ 全治 1 か月以上の傷害 ○ 略取及び誘拐、人身売買（未遂を含む。） ○ 逮捕及び監禁 上記のほか、結果的加重犯における、全治 1 か月以上の致傷罪（交通事故事件は除く。）
組 織 を 背 景 と した 事 件 及 び 特 異 重 要 事 件	暴力団、右翼団体等組織を背景とする恐喝、脅迫等
重大な交通事故事件	危険運転致死傷事件、死亡事故、ひき逃げ事件、全治 3 か月以上の傷害を負った事故
その他総括責任者が必要と認めた事件	

別表第2（第3関係）

被害者支援任務

支 援 の 申 出	○ 事件発生後可能な限り速やかな被害者等との接触、自己紹介及び支援の申出
付 添 措 置	○ 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い及び医師への説明 ○ 事情聴取、実況見分等捜査過程における付添い ○ 被害者等からの相談への対応 ○ 被害者等の自宅等への送迎（必要のある場合） ○ その他総括責任者が特に必要と認める措置
ヒ ア リ ン グ 措 置	○ 被害者等の心配事などの聴取及びこれらへの対応 ○ 身の回りの世話
説 明 措 置	○ 捜査の流れ、各種捜査書類作成の必要性等の説明 ○ 「被害者の手引」の交付、説明 ○ 公判までの刑事手続等の説明 ○ 犯罪被害給付制度の概要の説明（対象事件に限る。） ○ 被害者の家族に対する事案概要等の説明 ○ 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の説明（対象事件に限る。） ○ その他の関係機関・団体の説明、紹介